

留学費用償還制度の概要

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)

留学中又は留学終了後早期に離職

償還義務が発生

(留学費用を償還)

○ 留学とは……～ 償還の対象となる研修～

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

○ 償還義務とは…

償還すべき者

償還金額

留学中に離職※1(死亡を除く)した者

離職の時点までに国が支出した留学費用の総額

留学終了後の在職期間が5年未満で離職※1(死亡を除く)した者

留学終了後の在職期間※2に応じて一定の割合で逓減させた金額

※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 分限免職のうち
 - 公務災害・通勤災害による心身故障の場合
 - 廃職・過員の場合
- ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 育児休業の期間 等

償
還
金
額

旅費(航空費、宿泊料等)、授業料など

